長岡市政だより

発行所 長岡市役所
新潟県長岡市大手通2
（電話3200）

人口の動き
（4月1日現在）

世帯	25.088
人口	130.238
男	63.895
女	66.343

三月中の受理件数

出生	291	死亡	123
転入	350	転出	272
婚姻	58	離婚	

30年度の市政方針

九億六千萬の新豫算
新規事業は一切見送り

二十八年度まで八千万円の赤字があり、二十九年度も約五千万円が考えられさらに合併による四千万円の赤字を合せると約一億七千万円が予想されます。各課から提出された計画を詳細に調べ、必要な財源を検討しますと、現在の状況では健全財政と事業を両立させることができず、財政の再建に重点を置き、新しい事業は一切後年度へ見送ることにし、国や県の補助事業の一部も辞退することもやむを得ない実情にあります。

このような基本方針から新年度予算は、経常費として、人件費一億二千万円（市の吏員、職員、議員、各種委員等の給料、報酬、手当）事務物件費一億二千万円（一般事務費庁舎、道路、橋梁の破損、修理等）

特殊及び臨時費として、生活保護費四千九百万円、失業対策費二千五百万円、市債費（元利償還金）五千四百万円、戦災復興費（都市計画負担金）一千万円、赤字返済金二千万円、市庁舎建築費七千七百万円、その他、二千万円は追加財源として必要であります。そのほか消防費三百五十万円、土木費二千百五十万円、産業経済費一千七百九十万円、諸支出金一千四百十万円（特別会計繰上金ほか）となつております。

款別に主なる事業を拾つてみると、

教育費では、表町小一教室、宮内小二教室の増築、危険校舎の指定を受けた千手小学校の八教室の改築が見込まれ、財源の見通しがつけば補小学校の改築、日越中学校の屋内運動場その他の増築を考えております。

土木費では前年度の仕越工事及び継続工事の一部を行うだけで、今後負担しなければならない国道補装工事、旭町地下道工事及び国県道橋梁架替等の経費は、追加財源二千万円を用意しています。

産業経済費では、税源培養の趣旨もさることながら、財源の関係で商業合理化改善等の補助金百二十万円長岡祭負担金百万円、金融対策費九百五十万円、更に農林関係では、病虫害防除費等補助百万円、耕地改良補助三百万円、その他の各種補助金七十四万円が見込まれています。

厚生関係では、栖吉保育所を市営とする外は前年なみであり、衛生関係の汚物処理、糞尿対策については、今後にゆだねられた問題として、慎重に研究を要するものでありましよう。

このような歳出状況の裏付けとなる歳入面は、一般会計の首位を占める市税、三億八千万円を見込み、総体の五十六%となるが、依然として振わない納税状況でありますので、健全化への道もひたすらこの向上にかかつているとも云えましよう。この税収入も昨年に比べて税制改制と大会社の事業不振による税額の減少も大きな痛手となつています。

その他確実に収入できる地方交付税二千八百万円、公企業及び財産収入の土地、建物売却代等四千二百万円、市債として、新庁舎建築費ほか八千三百万円が主なるものとなつています。

このような状況でありますから ひとえに市民の皆様の暖い御協力をお願いするに切なるものがあります。

〝市政だより〟に批判
広報めぐる議会の論争

広報予算案が去る三月の市議会特別委員会で長時間にわたり審議され、「市政だより」の発行の是非が論争の焦点となりました。

「記事の内容が、新聞に出てから十五日も二十日も過ぎたもので埋められている」

「広報を読んでいる市民は非常に少いからやめた方がよい」

「人のために部課を設けて、税金を浪費するくせがある」

等は反対意見であり、また建設的意見として

「広報紙について批判のあることは認めるが、これをもつと充実したものにすべきであり、市民に知らせることはもつと徹底すべきである」

「少なくとも民主政治のあり方は、一人でも多くの住民の納得の上に立つべきである」

「民主政治形態における広報の必要は言うまでもないことであり、こんなことを議会で論議することは恥かしいことだ」

等二つの立場、あるいは考え方から、批判と論議がかわされ注目されました。

理事者側としては、取材なり編集の不手際は認めるが、広報そのものについては

「為政者がその政策のありのままを住民に知らせ、正しい判断の材料を提供し、それによつて広く市民の批判や意見を聞いて市政に反映させる活動」

として、益々充実し、期待にそうよう努力していきたいという強い意向であります。

なお、広報予算（六十三万円）は原案通り可決されましたが、その内容は、毎月一回「市政だより」の発行、年一回市政の動きをまとめた「写真グラフ」の発行、世論調査等が計画されています。

立会演説会

四月十七日午後七時、阪之上小学校で県知事候補者の立会演説会があります。候補者を知る最もよい機会ですから是非おいで下さい。

選挙

四月二三日 県知事 県会議員

四月三〇日 市会議員

支所紹介
山本地区の巻

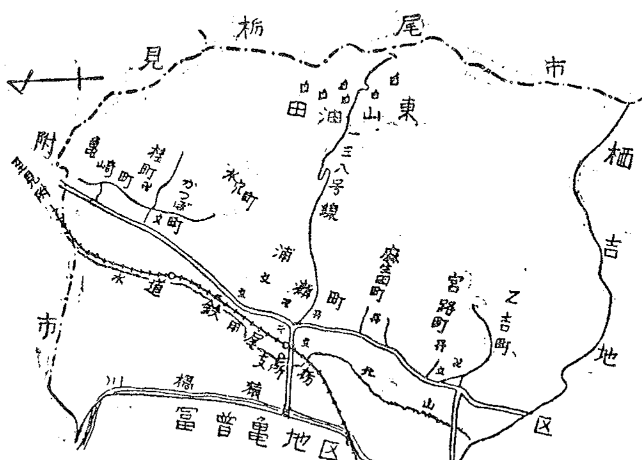

長岡の東森立、鋸の山々の麓に南は栖吉地区から北は見附市に至る南北約六粁、東西約四粁、面積約二一平方粁、ほぼ矩形をなしているのが山本地区であります。古い歴史は明かでありませんが、旧幕時代には長岡藩主牧野忠成侯の所領であつて、戊辰の戦乱には官軍対長岡藩の戦禍に見舞われ惨害を受けたところであります。明治元年長岡民政局に、同二年柏崎県の所轄となり、同六年柏崎県が新潟県に合併し、同十七年浦瀬外七ヵ村（旧大字）の戸長役場が浦瀬にできました。明治二十二年市町村制の公布によつて、八ヵ村を合併して山本村が誕生しました。南から乙吉、宮路、麻生田、浦瀬、水穴、加津保、桂、亀崎町の八つがあつて、耕地は四五〇町歩、畑六〇町歩で総面積の凡そ二九%になつています。水田稲作が主で、これ等の灌漑水源として、山地帯から流れ出る河川がありますが、山が浅いため全般に用水が不足であります。

米と石油

米は年産約一万三千石で年々約八千石を供出していますが、その収入は住民所得の過半を占める重要なものであり、最近耕地整理が完了して山北用水路が開通したので、水稲栽培には飛躍的な 経営が 期待されています。また森立峠に連る榎峠を中心として 有名な 東山油田がありました。往年の石油全盛時代は過ぎましたが、現在日産約二十九キロを産しています。近年石油資源総合開発五ヵ年計画によつて、科学的な水攻法も実施され増産が期待されております。

電車は三〇分おき

交通の面では山本地区を南から東北に片貝、浦瀬線と栃尾、長岡線が走つて、平坦地と山地帯を二分しています。又市の中心部に向つて乙吉、川崎線及び県道栃尾、長岡線の二筋があつて、何れもバス、トラックが運行し、栃尾鉄道の電車もあつて、三十分おきに往復し、浦瀬と加津保の両駅乗降者だけでも日に千八百名余りあると言われています。鉄道もなく自動車の通れる道路もなかつた昔を偲ぶ時、文化の発達、産業の振興は一に交通の利便に俟つものが大きいことを痛感いたします。

定時制分校と常設保育所

次に教育、厚生等では小学校三、中学校一、それに長岡農業高等学校の分校（定時制）があり、その数においては決して他に劣るものでは ありませんが、校舎の老朽と、児童、生徒の増加、学制の改革等で、昭和十五年以来相つぐ学校建築のために、内容設備の充実までに至らないことは甚だ残念であります。

学校区毎に常設の保育所が三つあり、春秋の農繁期には特に住民に喜ばれています。社会教育方面では青年会、婦人会と地区公民館がタイ・アップして活動を続けていますが、種々な点に因習的な面が感じられ、明るい活発な活動をするには猶多くの問題があるようです。医療も開業医が四軒あり、内科、外科、小児科、産婦人科と充実し、入院を除いては不自由を感じません。

六割が山

産業、教育、文化、交通の振興はもとより、全面積の 六割をしめる 山地帯を持つ当地区としては、治山治水と相まつて、林業行政もおろそかに出来ないものであり、森林組合の計画で、年々五万本の植林を奨励し、既に百町歩余の実績を示していることは、百年の大計として喜ぶべきことであります。

学校めぐり
四郎丸小学校

教育目標
丈夫なからだ
良いおこない

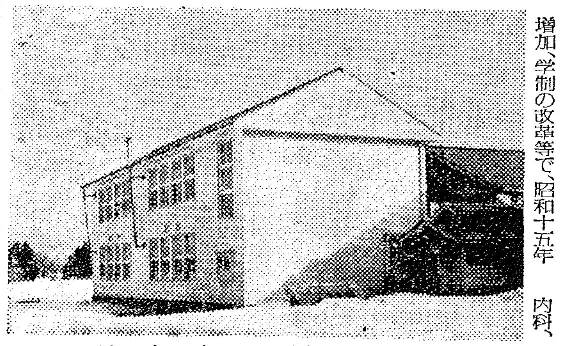
竣工なつた上川西中学校々舎

損害すでに三百三十万円
防火に一般の御注意を

今年になつてから三月二十日までに火災が、件数十二件、損害三百三十万円であつてどちらも昨年の同期にくらべて二倍になつています。

さて雪も消え、春の火災期になりました。この季節は強い風が吹いたり空気が乾燥して物が燃え易くなつているのに、人の心もうかれて、つい火の用心がおろそかになり、一度出火すると風に吹かれて、止めどなく大きくなるおそれがあります。この私達の生活をおびやかす火事をなくするため、次のことは是非守りましよう。

1、煙突は、壁や屋根の貫通部と火の粉から、火事が出ないように、よく修理したり掃除をして下さい。

2、焚火の残り火や、たばこの吸がらはよく消して下さい。特にハイキングのときなどは山火事をおこさないように、また子供の焚たきはせさないようにして下さい。

3、こたつや火鉢は、春になるとつい注意をおこたりがちになり火事が急にふえてきます。よく注意して下さい。

4、バケツ一杯位の水は、常に用意しておくことと、火事が出たら、何をおいてもすぐ消防署へ知らせて下さい。

訂正 前号「人口の動き」のうち人口男六三、〇七五とあるは、六三、七〇五の誤りにつきここに訂正いたします。

受診率二、八回へ急増

国保料金一割五分の引上げ

国民健康保険が市営になりましてからことして六年、この間市民の皆さんの御理解ある御協力によりまして、順調に運営して参りましたが、最近医療費が多くなつて収支のつぐないができなくなりましたので、不本意ながら保険料の値上げをすることになりました。

国保の利用情況

国保の利用価値が認識されるにつれて、被保険者の医者にかかる度合が多くなり、昭和二十四年の受診率（医師からの請求件数を被保険者数で割つた数）は一・八回であつたのが、二十八年度には二・四回となり、昭和二十九年度は更に増加して、二・八回位が予想されます。

医療費についてみますと、昭和二十七年の被保険者一人当り一、三〇〇円が、昭和二十八年には一、四〇〇円となり、越えて二十九年には一、九〇〇円となり、前年度に比べて一、四倍強に増加しました。これは、今後医療の進歩と国保の普及により、益々増大していくものと考えられます。

昭和二十九年度保険会計の収支

昨年の保険会計は、被保険者一世帯当り、年平均二、六五二円の保険料と、医療費の二割に当る国庫補助金を主体として、それに若干の収入を加えて、医療費その他の給付費五、三七〇余万円、保健施設費一二四万円、事務費約八〇〇万円その他を合せて六、五〇〇万円以上の支出を予定しましたが、医療費の支払が増加したため、年度の中途で前年度繰越金一、二〇〇万円を繰入れたり、国庫補助金その他の財源確保に全力をつくしまして、ようやく収支の均衡が保たれる見込みであります。

昭和三十年度保険会計の見透し

歳出総額は一億三千万円程度でその支出の主なるものは

医療費その他の給付費　一億一、六〇〇万円
保健施設費　二四〇万円
事務費　一、二〇〇万円

歳入は

保険料　六、〇〇〇万円
国庫補助金　四、二〇〇万円
その他　四〇〇万円
合計　一億〇六〇〇万円

差引き不足額（赤字）二、四〇〇万円になるのであります。

保険料改訂の要点

右の事情から収支のバランスを計るため、次のように保険料の改訂をすることになりました。

一、四月から保険料を一割五分増額する。

二、十月から保険料の賦課基準額を前年度所得額による。

旧来は前々年度の所得によつて賦課基準額をきめていたのですが、経済事情の変化の著しい今日からみますと、その時の実情にそわない保険料になり、未納の原因ともなりますので、このように改めたのであります。

三、国保で負担していた初診料は直接診療をうける人が負担する。

四、健康保険、船員保険及び共済組合被扶養者が治療を受けられた際は、あとで診療費の一割を納めていただくことにしました。

なお、個々の保険料賦課方法については、別にお届けいたしましたチラシで御了承願います。

國保診療について

一、窓口半額払

診療を受けられたときは必ずその都度診療費の半額を医師にお支払い下さい。

二、受診証の提示

診療を受けられる際には必ず受診証（職域保険の被保険者の方は職域の保険証も同時に）を医師の窓口に提出して下さい。

三、疾病の場合の給付の範囲

イ、薬剤又は治療材料の支給（但し診療以外の薬品及び売薬の支給は含みません）

ロ、処置、手術、その他の手当（但し優生手術及び人工妊娠中絶については母体の生命に危険のある場合に限ります）

ハ、入院（但し看護、賄料は含みません）

ニ、歯科補綴（但金冠、代用金属冠、及架工歯は含みません）

従つて初診料、往診料等は、全額本人負担（職域保険の被扶養者の方は半額）となります

請願と陳情

請願権は日本国憲法によつて保障された国民の基本的権利であります。地方公共団体の機関に対して、意見を陳述し、希望を表明してその注意を喚起する行為であります。議会に請願しようとするときは、議員の紹介がなければならないのであり、議員の紹介がないときは、陳情又は嘆願と同様の取扱になつてしまいます。

請願書を受付いたしますと次に開かれる議会の会議において請願の審査をするのであります。

年々請願書が議会に対して数十件提出されておりますが、今までの例を見ますと議会の開会直前になつて提出される場合が多いのであります。

請願書はその写を印刷して議員に配布するので、議会に提案するまで若干の日時を要しますから、今後議会に請願される方は、議会開会より二、三日前に議長（議会事務局）へ提出せられるよう要望いたします。

（議会事務局）

特別会計予算

水道費	五、九〇〇万円
国民健康保険費	一一、九〇〇
住宅費	一、五〇〇
公会堂費	一〇〇
競馬費	九、〇〇〇
宮内病院費	一、一〇〇
公益質屋費	五〇〇
合計	三億円

昭和三十年一般会計歳入歳出予算（100万未満は切捨て）

歳入の部

市税	三八、〇〇〇万円	五七・六%
地方交付税	二、八〇〇	四・二
公企業及財産収入	四、三〇〇	七・三
分担金及負担金	―	
使用料及手数料	一、八〇〇	二・七
国庫支出金	六、九〇〇	一〇・三
県支出金	四〇〇	〇・六
寄付金	九〇〇	一・四
繰入金	二〇〇	〇・三
繰越金	―	
雑収入	二、〇〇〇	三・〇
市債	八、三〇〇	一二・六
合計	六億六、〇〇〇万円	

歳出の部

議会費	一、〇〇〇万円	一・五%
市役所費	一〇、〇〇〇	一五・二
消防費	三、五〇〇	五・三
土木費	二、一〇〇	三・二
教育費	一〇、二〇〇	一五・五
社会及労働施設費	一〇、一〇〇	一五・三
保健衛生費	一、八〇〇	二・七
産業経済費	三、一〇〇	四・七
財産費	一〇〇	〇・二
統計調査費	三〇〇	〇・五
選挙費	二〇〇	〇・三
市債費	六、八〇〇	一〇・三
戦災復興費	一、五〇〇	二・三
諸支出金	六、八〇〇	一〇・三
市庁舎建築費	八、〇〇〇	一二・一
予備費	七〇	
合計	六億六、〇〇〇万円	

櫻の名所と行事

―それぞれ持味生かす―

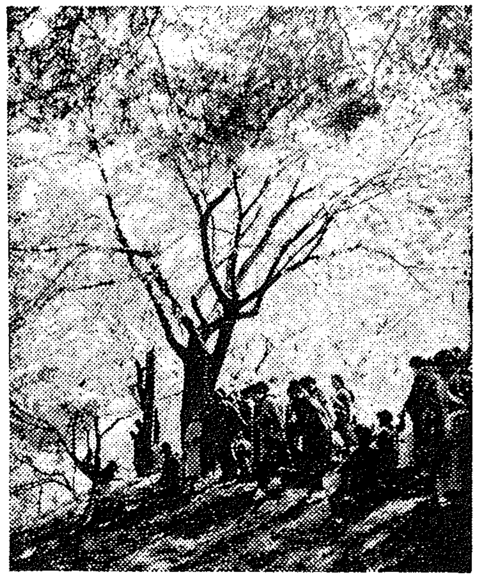

悠久山公園

新緑を背景にらんまんと咲きほこる桜の美しさは、わが長岡の自慢であり遠く県内各地からおしよせる花見客は年ごとにその数を増しています。

お花見期間の四月十日から二十五日までは全山に電燈装飾をし、池には移動演舞場を造つてかずかずの催物がくりひろげられます。

〇十七日　御神火祭と撮影大会

1、午後七時から池の中にカガリ火をたいて神事を行い、つづいて仕掛花火を打ち上げ、演舞場では新作「長岡城の唄」と踊りの紹介を始め舞踊大会がにぎやかに行われます。

2、甲信越モデル撮影大会

東京からニューフェイス多数来岡。

〇十九日　三ツの歌大会

午後二時から演舞場で行われます。

〇二十四日　市民お花見デー

午後二時から市内芸妓総出の無料サービスがあり、演舞場では舞踊大会があります。

福島江

四郎丸から東神田までの約一粁半、福島江をはさんだ花のトンネルは実に見ごとです。四月十日から二十五日まで電燈装飾をし、これが水面に映る華麗さは、言葉につくせない美しさをもつています。

〇二十日　新作「長岡城の唄」と踊りの夕が、舟の上に舞台をおいて行われます。

親沢の御殿山

深才地区丘陵地帯の西南方親沢町にあり、昔城主がここへ登つて領内を見渡したところで、眺望豊かな景勝地であります。

花の見頃は二十日頃ですが、四月八日には、同町願誓寺の「おとりとし」に山遊びの風習が今も残つていて、特色あるにぎわいを持つています。

長岡鉄道の深沢駅から二十分、長鉄バスの親沢火の見から十分で行かれます。

宮路の石動神社

「宮路様」と昔から愛称されて、毎月二十三日の例祭には参詣者が遠方から集つてくるので有名であります。春の大祭は丁度花見ときに当り、悠久山から山裾つたいにくる人が多く、二十三日大祭、二十二日は宵祭、二十四日の宮流しは格別にぎやかであります。

栃尾鉄道の宮下駅から十五分で行けます。

（悠久山、福島江のお花見行事は長岡市観光協会の主催で行われます）

お知らせ板

★家屋の評価調べ

昨年は宮内町を始め、多くの町村が合併になりましたが、合併前は各市町村毎に家屋の評価の仕方がまちまちでありました。それに家屋の評価基準が改正になりましたので、ことしは全市域にわたつて評価替えをすることになりました。

これは、皆様の納められる固定資産税が公平になるようにするためでありまして、四月から十二月頃まで逐次行いますから御協力を願います。

調査員は身分証明書を持つていますから、ご不審のときは提示させて下さい。

★街をきれいに

私達の長岡をきれいな住みよい街にし、また商店の大切なお得意様である市外からのお客さんに、よい印象を与えるよう、街を清潔にすることにつとめましょう。

近頃、雨水や汚水が側溝の雨水桝まで流れないで、たまつている所が目につきます。特に、板で側溝にかけてある橋渡しの下に、丸太を入れてあるため、水が溜つているところが多いようですから、お手数でも丸太を取り除いて、側溝をきれいにして下さい。

市民の皆様が一人一人その気になれば、びつくりする程美しくなり、それにつれて人情もこまやかになりましようし、長岡人の品位も高まるものと思います。御協力を願います。

★犬の登録

四月は狂犬病予防法によつて、犬の登録をしなければならない月であります。もうお済みになつた方もありましようが、まだすんでない方は、お忘れなく登録して下さい。

〇昭和二十九年度（去る三月まで）に登録した犬
〇生後九十一日以上の犬
〇四月一日から三十日まで受付け
〇市役所衛生課及び支所の窓口
〇印鑑と手数料二百五十円御持参下さい。

固定資産税
三〇年度第一期
四月二十五日まで

★建築届について

皆様が家を建てたり、その他の建物をお造りになるときは、建築基準法という法律によつて、次の場合は建築確認申請書を出さなければなりません。

1、新築　2、増築　3、改築　4移転　5用途変更　6大きな修繕　7大きな模様替

当市で確認申請書を出さねばならない区域は、別表の通りであります。

なお、用途地域（準防火地域及び住居地域、商業地域、工業地域）内では十五坪以上、その他の地域では三十坪以上の建物は、建築士の設計と監督が必要であります。

また、建築届を提出すると一しように、税務課を経て県へ不動産取得の申告も行うことになつています。（建築課）

区域＼坪数	10平方米以下（0.5坪でも）	10平方米以上（3坪以上）	500平方米以上（150坪以上）	地域の表示
準防火地域	確認を要します	確認を要します	確認を要します	東は鉄道線路、西南は柿川、北は昭和通りに囲まれる部分
都市計画地域	確認は不要	確認を要します	確認を要します	合併前の長岡全市（山通、栖吉、富曽亀、大島各地を含む）及び宮内、深才、上川西の全区域
其の他の地域	確認は不要	着工届のみ提出のこと	確認を要します	新たに合併された九ヵ村（黒条、王寺川、福戸、下川西、日越、六日市、十日町、山本、新組）の全区域